

番 号	13 請願第 9 号 （厚生付託）
受理年月日	平成 1 3 年 1 2 月 3 日
件 名	介護保険料の低所得者への助成を求めることについて
提 出 者	三鷹社会保障推進協議会 会長 三瓶 和義 ほか 4,208 人
紹 介 議 員	岩田 康男、杉本 英騎
要 旨	
〔請願の趣旨・理由〕 介護保険制度がスタートして 1 年以上になります。昨年 10 月から、延期されていた 65 歳以上の方からも介護保険料（当面半額）の徴収が始まり、今年 10 月からは満額支払うことになっております。保険料の徴収が始まったとき、「年金暮らしで保険料が払えない」等の声が多数市役所に寄せられました。また、東京都と三鷹市の調査によると介護保険制度によって介護者の負担が減った人は、55.3%、給付限度額までサービスを利用している人は、わずか 26.1%です。また、利用者負担が増えた人が 45.7%もいます。三鷹市は、制度のスタートのときから全国に先駆けて利用料の減免制度を導入しているにもかかわらず以上のような状況です。 介護の苦しみから解放するはずだった介護保険が、新たな苦しみを生み出しています。心配されていた「保険あって介護なし」が現実のものになりました。 このような情勢を反映して全国の市区町村（東京 23 区を含む）の 8.4%に当たる 273 市区町村が条例などで保険料の独自の減額・免除規定を設けるなど高齢者の生活を守る制度が全国に広がっています。また、利用料の 1 割負担についても 387 市区町村が減免しているのは当然といえます。（日本経済新聞社調べ） 今こそ福祉の拡充により介護の不安を解消して、利用者やその家族が安心して生活できるようにしていくことが重要です。 以上の趣旨に基づき当面、以下の事項の実現について請願します。 〔請願項目〕 介護保険料の所得第 2 段階までの保険料を三鷹市が減額か免除すること。	